

## 令和7年第9回福祉文教常任委員会 要点記録

開閉会日時	令和7年12月10日 (水曜日)		開会	13:59	会議場所		別海町議会 委員会室4			
	令和7年12月11日 (木曜日)		閉会	14:29						
委員の出欠	2 番	吉田 和行	出席	4 番	伊勢 徹	出席	5 番	貞宗 拓雄	出席	
	7 番	横田 保江	出席	8 番	田村 秀男	出席	10 番	外山 浩司	出席	
	13 番	中村 忠士	出席							
出席説明員	福祉部		福祉部長		福祉部次長		介護支援課長		老人保健施設すこやか事務長	
			宮本 栄一	出席	石戸谷友絵	出席	高橋 勇樹	出席	渡辺 久利	出席
			福祉課主幹		福祉課主幹		介護支援課主査		介護支援課主査	
			澤田 憲一	欠席	松本 静香	出席	天神 幸子	欠席	山崎 さおり	欠席
			居宅介護支援事業所長		地域包括支援センター長		老人保健施設すこやか主幹		老人保健施設すこやか主幹	
			大道 詳子	欠席	井川 仁	欠席	高橋 知美	欠席	門間 さおり	欠席
			老人保健施設すこやか主査		老人保健施設すこやか主査		老人保健施設すこやか主査		訪問看護ステーションやまびこ所長	
	信免 明花	欠席	佐藤 裕美	欠席	加藤 真末	欠席	堀 留美	欠席		
	保健生活部		保健生活部長		保健生活部次長		保健生活部次長		生活環境課長	
			小川 信明	出席	谷村 将志	出席	千葉 宏	出席	上田 健一	出席
			母子健康センター長		町民課主幹		町民課主査		町民課主査	
			根本 博美	出席	平下 奈津子	欠席	永田 恵一	欠席	加藤 美和	欠席
			生活環境課主幹		生活環境課主査		生活環境課主査		保健課主幹	
			佐藤 政士	欠席	小野 絵里	欠席	中川 雅章	出席	畠澤 みどり	欠席
			保健課主幹		保健課主査		保健課主査		母子健康センター主幹	
			佐伯 祐司	欠席	岩光 理代子	出席	對馬 恵子	欠席	高橋 美香	欠席
			母子健康センター主査		母子健康センター主査		こども家庭センター総括支援員		こども家庭センター主査	
			渡辺 久恵	欠席	佐藤 睦美	欠席	能登 麻奈美	出席	高橋 典子	欠席
	こども家庭センター主査		こども家庭センター主査							
	佐藤 佐智子	欠席	林 美紀子	欠席						
	教育委員会		教育部長		指導主幹		指導主幹		教育部次長	
			干場 みゆき	出席	稲村 和典	欠席	野口 泰秀	欠席	角川 具哉	出席
			教育部次長		生涯学習センター長		指導参事		生涯学習課長	
			田畑 直樹	出席	福原 義人	出席	瀬川 航平	出席	立澤 雅彦	出席
			西公民館長		東公民館長		図書館長		学務課主幹	
	竹中 利哉	出席	門間 勝司	出席	堺 啓	出席	高津 寛人	欠席		

## 令和7年第9回福祉文教常任委員会 要点記録

教育 委員会	学務課主幹		学務課主幹		学校教育課主査		学校教育課主査	
	武田 文吉	欠席	伊井 崇史	欠席	戸野 晶雄	欠席	真籠 美香	欠席
	生涯学習課主幹		生涯学習課主査		給食センター主査		中央公民館副館長	
	恒川 敦史	出席	松本 芳樹	欠席	大森 晴海	欠席	今野 学	欠席
	西公民館副館長		東公民館副館長		図書館主査		郷土資料館副館長	
	竹本 誠	欠席	福原 仁史	欠席	吉田 美奈子	欠席	石渡 一人	欠席
	郷土資料館主幹							
別海 病院	事務長		事務課長		事務課主幹		事務課主幹	
	三戸 俊人	出席	椋木 直人	出席	大森 圭介	出席	奈良 司	出席
委員外の出席						合計	0名	
事務局職員	事務局長	入倉 伸顕	主幹		木幡 友哉	合計	2名	
傍聴者数	議員	0名		報道関係者	0名		合計	0名

会議に付した事件及び会議結果など	
発言者	会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。
委員長 10 番 外山	1 日目開会 13:59、出席委員 7 名、会期 2 日。 教育委員会所管事務調査等 議事 1 提出議案審査について (1)別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
委員長 10 番 外山	質疑
委員 13 番 中村	・今回の条例改正について、大幅な改正になっているが、改正が必要になった理由について伺う。
教育部長 干場	・地方青少年問題協議会法の改正に本町が即座に対応していなかったこと、いじめの重大事態が発生している中で青少年問題協議会が対応することを明文化する必要があることが理由である。 条例改正をせずに実態が先に走っている状況を解消する必要がある。
委員 13 番 中村	・どのようなそごが生じたのか具体的に教えてほしい。
教育部長 干場	・委員の選任要件が変更され、かつては議会議員や専門委員が要件とされていたが、地方の実態に合わせて要件が省かれた。 また、首長が会長に当たるという文面が削除された。現状の重大事態対応が条例で制定されていない点でもそごが生じている。
委員 13 番 中村	・重大事態事案について、法的に入れ込まなければいけないものなのか。
教育部長 干場	・地方青少年問題協議会法では、いじめ重大事態の推進法に基づくものへの対応は明記されていない。
委員 8 番 田村	・地方青少年問題協議会法の改正はいつ行われたのか。
生涯学習課長 立澤	・平成 25 年に改正され、平成 26 年 4 月に施行された。
委員 8 番 田村	・10 年以上前の改正に急に今回対応するのか。 第 1 条の設置目的に二つの法律を入れることについて、法制的には可能だが、法律が別々の目的なので、事務分掌を条別に立てる必要があるのではないかと。 所掌事務第 2 条第 3 号の再調査はこの協議会がする事案ではなく、第三者機関を設置してやるべきではないかと。
生涯学習課長 立澤	・地方青少年問題協議会法による調査審議・連絡調整に加え、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に規定する重大事態の調査結果について調査を本協議会が行うことを目的とするため、二つの法律に基づく目的を並列表記している。
委員 8 番 田村	・地方青少年問題協議会法での目的は青少年の指導育成保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議と連絡調整である。 いじめ防止対策推進法の目的は機関や団体の連携を図ることであり、学校組織の調査を再調査することはこの協議会ではできないのではないかと。
生涯学習課長 立澤	・地方青少年問題協議会法第 14 条第 1 項でいじめ対策連絡協議会を設置することができ、教育委員会が附属機関を設けることができる。 今回の青少年問題協議会は町長の附属機関だが、教育委員会が設置する附属機関としての役割を果たすために条例改正を行っている。
委員 8 番 田村	・教育委員会の基本方針では第三者委員会を設置して調査すると決めているのではないかと。
生涯学習課長 立澤	・方針では青少年問題協議会が対応することと、第三者委員会を立ち上げることの二本立てになっている。
教育部長 干場	・まず、学校または教育委員会が調査し、その結果について町長に報告し、再調査が必要であれば青少年問題協議会の専門委員が地方青少年問題協議会第 30 条第 2 項に基づく調査を行う流れである。

<p>委員 8 番 田村</p> <p>生涯学習課長 立澤</p> <p>委員 8 番 田村</p>	<p>中立・公平性が認められる第三者による審議調整が目的であり、現状の青少年問題協議会の委員構成で対応可能と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的にいじめ防止対策推進法の目的が入っていない。</li> </ul> <p>調査審議と連絡調整は地方青少年問題協議会法の目的であり、いじめ防止対策推進法に関わる目的がない。</p> <p>第 1 条で二つの法律に基づく目的を規定するなら、いじめ防止対策推進法の目的も入らなければならないのではないか。</p>
<p>生涯学習課長 立澤</p> <p>委員 8 番 田村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置第 1 条で調査審議、連絡調整等として作っている。</li> <li>・この調査審議、連絡調整等は地方青少年問題協議会法で決まっている目的である。</li> </ul> <p>いじめ防止対策推進法の目的がない条例になっている。いじめの目的は防止に係る機関や団体の連携を図ることである。</p>
<p>生涯学習課長 立澤</p> <p>委員 8 番 田村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かに調査については地方青少年問題協議会法で定めているが、別海町の方針でもいじめ対応でこの調査、審議連絡、調整等も定めているので、青少年問題協議会が行うということになる。</li> <li>・別海町の基本方針のもとでやるから目的も書かなくてもいいということではない。</li> </ul> <p>第 2 条で所掌事務を定めているが、いじめ防止対策推進法に基づく事務をいきなり第 3 号で再調査をすとしているのは、本法の趣旨が反映されていない。</p> <p>二つの法律を一つにするなら、目的事項をちゃんと分かるように整理し、事務分掌も条別に別立てで整理すべきではないか。</p>
<p>生涯学習課長 立澤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 条の 1 号と 2 号は既存の所掌事務を規定している。</li> </ul> <p>いじめ防止対策推進法では本協議会が法第 30 条第 2 項の事務を担うべきと定義されていないが、公立学校に関わる対象として本協議会で再調査事務を担うため、第 3 号に定めた。</p>
<p>委員 8 番 田村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再調査は附属機関が第三者委員会として行うのが法律で決まっているのではないか。</li> </ul> <p>その仕事をこの協議会の所掌事務にしても構わないのか。</p>
<p>生涯学習課長 立澤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年問題協議会は第三者委員会ではないが、そういった機能をこの青少年問題協議会で行うということと改正している。</li> </ul>
<p>委員 8 番 田村</p> <p>生涯学習課長 立澤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別海町の基本方針には第三者による附属機関等を設けて調査を行うとあるが、整合性はどうなるのか。</li> <li>・方針では青少年問題協議会が全力で対応することも書いており、これまでも、事態に早急に対応するため既存の組織である青少年問題協議会を使って再調査を行いたいということで実施してきている。</li> </ul>
<p>委員 8 番 田村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 条で専門委員を設けることにしているが、この意義は何か。</li> </ul> <p>附属機関的な委員会を想定して、専門の事項を調査させるためとあるが、再調査のための専門の事項を調査させると読める。意味が不明ではないか。</p>
<p>生涯学習課長 立澤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態が起きた際、これまでの PTA 会長や女性部長などのメンバーでは再調査は難しいため、弁護士、医師、学識経験者、福祉の専門家などを専門委員として、専門的な知見を持った委員に再調査を行ってもらうことにしている。</li> </ul>
<p>委員長 10 番 外山</p> <p>生涯学習課長 立澤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のメンバーに弁護士は入っているのか。</li> <li>・現在は入っていない。</li> </ul>
<p>委員 8 番 田村</p> <p>生涯学習課長 立澤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 条の専門委員は協議会のメンバーをそのまま使うのか。</li> <li>・そのとおりである。</li> </ul>
<p>委員 8 番 田村</p> <p>生涯学習課長 立澤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文科省のガイドラインでは協議会委員とは別の委員を確保するとなっていたのではないか。</li> <li>・第 14 条第 1 項のいじめ問題連絡協議会とは別のメンバーで再調査を行うとなっているが、別海町にはいじめ問題対策協議会がないため、第 14 条第 3 項の附属機関として青少年問題協議会という位置づ</li> </ul>

委員 8 番 田村 生涯学習課長 立澤	<p>けで行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の協議会を附属機関のように扱って、再調査も含めてやろうとしているのか。</li> <li>・そのとおりである。</li> </ul>
委員 8 番 田村 生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 条第 1 項の附属機関的な専門委員の細かな中身は規則で決めるのか。</li> <li>・これから規則で定めたいと思う。</li> </ul>
委員 8 番 田村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部改正と言いながらほとんど条項をいじっており、全部改正になるのではないか。</li> </ul> <p>二つの法律の目的を抱えて一つの条例にするのは無理がある。青少年問題協議会は地方青少年問題協議会法に基づいて作り、いじめ防止対策推進法に基づく協議会は別に作って、第三者機関で独立性を持ってやった方がいいのではないか。</p>
教育部長 干場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文数が少ないため一部改正の方式を取った。地域実情を考えると早急な対応が必要であり、既存の青少年問題協議会に委ねることが実効性があると考えている。</li> </ul>
委員 8 番 田村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 条第 1 項で「必要な事項を調査審議する」としているが、法律では「重要事項」となっているのではないか。</li> </ul>
生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法では必要な重要事項と定めているが、必要な事項と表記することで重要か重要でないかを区分せず、全ての案件について調査審議すべきと解釈している。</li> </ul>
委員 13 番 中村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二つの法律を一緒にした形で条例を作る理由は何か。別々に作ればいいのではないか。</li> </ul> <p>ちゃんと機能するかが心配である。協議会は 15 人以内の委員で組織するとあるが、専門委員との関係はどうなっているのか。15 人の中に入っているのか、別途委嘱するのか。</p>
生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15 人に専門委員が入っているかということだが、専門委員には学識経験者も含まれる。現在 15 人中 8 人が学識経験者、2 人が関係行政機関職員、専門委員が 6 人入っている。</li> </ul>
委員 13 番 中村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題が起こった時に弁護士や医師がメンバーに新たに加わるのか、ずっと入っているのか。</li> </ul>
生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在医師や弁護士は入っていないが、次の任期で新しく任命する委員にはそういった人を入れていく。</li> </ul>
委員 13 番 中村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についても、そういう医師や弁護士などの 15 人でやるのか。</li> </ul>
生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そこも 15 人以内で対応していく。</li> </ul>
委員 13 番 中村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この 15 人が常にいじめの問題も青少年施策も論議するということか。</li> </ul>
生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そういう考えである。</li> </ul>
委員 8 番 田村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員が同じ協議会の 15 人以内の委員と同じなら、なぜ専門委員を置くことができると条例で決める必要があるのか。</li> </ul>
教育部長 干場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在町長が会長だが、今後は町長が会長に当たることはない。協議会の会長が 15 人以内の委員の中から専門委員を指名する。</li> </ul> <p>通常は 15 人以内で青少年問題協議会の所掌事務をやってもらい、重大事態が発生して調査が必要な時は臨時的に専門委員を位置づけて対応する。</p>
委員 8 番 田村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員がやるのは再調査で、協議会自体でも再調査をやると第 2 条で決まっている。同じことを二つでやるのは矛盾していないか。</li> </ul>
生涯学習課長 立澤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初に調査するのは学校に設置されているいじめ対策の運営委員会である。この調査を受けて町長に報告し、町長が再調査が必要だとすれば青少年問題協議会が再調査を行う。</li> </ul>
委員 2 番 吉田	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で調査し、青少年問題協議会がその結果について調査し、さらに専門委員が調査するのか。再々調査になるのか。</li> </ul>
委員長 10 番 外山	<p>休憩 15:01</p>
委員長 10 番 外山	<p>再開 15:06</p>

生涯学習課長 立澤	・学校で調査し、その結果を青少年問題協議会の専門委員が再調査をする。
教育部長 干場	・専門委員は第2条第3号で規定する法第28条の学校と教育委員会が行った調査について、再調査が必要だと町長が認めれば再調査を行う。第5条は第2条第1項第3号の調査を行うべく専門委員を置くことができるという条項である。
委員 8番 田村	・第2条第3号で協議会が再調査をすると決めているのに、また第5条で専門委員を設けて再調査をさせるのは二重ではないか。
教育部長 干場	・第5条は専門委員の定義である。第2条第3号の所掌事務を行う際に専門委員を設置して、その専門委員が実施するという解釈である。
委員 8番 田村	・協議会は調査の結果について調査し町長に報告することが仕事だと第2条で言い切っている。それなのに第5条で必要がある時に同じことをさせるのはおかしい。
生涯学習課長 立澤	・別組織を立てるわけではなく、青少年問題協議会の中の専門委員が青少年問題協議会の再調査員として調査を行う。青少年問題協議会で行うということである。
委員 13番 中村	・第2条第3号について、法では必要があると認める時は附属機関を設けて調査を行うとある。必要がないという判断に至った時は第2条第3号を発動しないのか。
教育部長 干場	・そのとおりである。町長が重大事態だが再調査するかどうかは任意とされており、必ず再調査するわけではない。
委員 13番 中村	・第1号、第2号は常にやっていかなければならないことだが、医師や弁護士が常に入るのか。医師、弁護士は忙しいと思うが、毎回参加してもらうことが可能なのか。メンバーになってもらうこと自体が大変なのに、そういう任務を課してずっと続けていけるのか。
生涯学習課長 立澤	・当初こつう事案が起こった時に医師や弁護士に相談したが、なかなか受けてくれる方がいない。次の選定時にも当たるが、なり手がいない場合もある。
教育部長 干場	基本的には当初15人にそういった専門家に入ってもらって継続的に行っていく考えではいる。
委員 10番 外山	・なり手不足は本町だけの問題ではない。管内など広域的な委員の相互協力を教育局等に求めているながら、極力常設的な委員の構成を図りたい。
委員 10番 外山	・質疑を終了する。討論・採決は調査事件の後に行う。
委員 10番 外山	議事2 所管事務調査について
生涯学習課主幹 恒川	(1)青少年の居場所づくりに関する基本方針について
	・別海町青少年プラザ利活用の現状について報告する。
	当初中高生を中心とした検討委員会を地域おこし協力隊を活用して設置予定だったが実現せず、令和7年8月に庁内検討委員会を設置した。中学生・高校生への聞き取り調査も実施した。
	中学生からは友達と気軽に話せる場所や1人で過ごせる静かなスペースが欲しい、カフェの軽食スペースがあれば利用したい、トイレを明るく洋式にしてほしいなどの意見があった。
	高校生からは机や椅子が少なくグループ学習や1人での利用がづらい、売店やアイス等の自販機があると利用しやすい、階段が草木に覆われて入りづらい、駐輪場がないなどの意見があった。
	教育委員会の基本的方向性として、青少年を中心とした利活用とすることが良いとした。
	第1回庁内検討委員会では、地域の特性を生かすことが重要、世代や地域と共生できる形を残すべき、段階的に進めるのが現実的、利用ルールの見直しが必要などの意見が出た。
	今後の方向性として、分館機能を維持しつつ一部青少年スペースとして整備する、段階的に進める、複合的な活用を検討するなどとした。
委員 10番 外山	質疑

委員 2 番 吉田	<p>・地域の特性を生かすことが重要というのがよく分からない。</p> <p>現在のルール見直しをまずすべきではないか。財産処分を早急にやって、いつまでに決めるという期日を決めてやらないとずるずるいくのではないか。</p>																					
生涯学習課長 立澤	<p>・中高生の声で東武のような施設が欲しいというのがあったが、それは無理なので別海町の地域特性を生かしてということである。</p> <p>プラザは現在みなくの分館になっているためルール見直しも必要だが、ガラス面の改修などお金がかからない改修で中高生に使ってもらえると思う。</p> <p>財産処分については総務省や経済産業省のルールが変わってきており、確認しながら進める。来年度に勉強スペースを整え、10年くらいを目標としている。</p>																					
委員 13 番 中村	<p>・庁内検討委員会のメンバーはどういう構成か。中高生が入った運営委員会はあるか。</p> <p>駐輪場や周辺整備はどうなっているか。</p>																					
生涯学習課長 立澤	<p>・庁内検討委員会は教育部長が委員長、総合政策課長、財政課長、福祉課長、建築住宅課長、学校教育課長で構成している。中高生が入った運営委員会は現在開催していない。</p>																					
生涯学習センター長 福原	<p>・私有地が絡んでおり、雑木については伐採に至っていない。周辺の雑草は道路用地で建設水道部が対応している。駐輪場整備については次年度で予算要求予定。</p>																					
委員 13 番 中村	<p>・利用する当事者を運営委員会に入れることを考えられないか。</p> <p>地権者との話し合いはどういう状況か。</p>																					
生涯学習課長 立澤	<p>・プラザ構想開始時に高校生中心の組織を立ち上げようとしたが機能しなかった。今後検討したい。</p>																					
生涯学習センター長 福原	<p>・地権者との協議は連絡を取ったが具体的協議には至っていない。今後地権者と話をしたい。</p>																					
委員長 10 番 外山	<p>教育委員会所管事務調査終了、教育委員会職員退席</p>																					
委員長 10 番 外山	<p>休憩 15:52</p>																					
委員長 10 番 外山	<p>再開 15:57</p>																					
委員 一同	<p>議事 1 提出議案審査について</p> <p>(1)別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>自由討議</p>																					
委員長 10 番 外山	<p>討論・採決</p>																					
委員 8 番 田村	<p>・二つの法律の目的を抱えて一つの条例にするのは無理がある。付帯意見として、二つの法律ごとの協議会を作ることを委員会の意見として付け加えるといた条件付で賛成する。</p>																					
委員長 10 番 外山	<p>・「二つの法律に基づく条例改正となっているが、それぞれの法の目的を正確に解釈することが困難な部分の一部見受けられることから、今後、早い段階で二つの条例に分けるなど、明確に判断することが可能な改正を改めて検討していただきたい。」といった内容の付帯意見を付した上で賛成することとしてよろしいか。</p>																					
	<p>採決</p> <table border="1" data-bbox="494 1691 1029 1881"> <thead> <tr> <th>議員の賛否</th> <th>横田</th> <th>中村</th> <th>田村</th> <th>貞宗</th> <th>伊勢</th> <th>吉田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賛成</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>反対</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	議員の賛否	横田	中村	田村	貞宗	伊勢	吉田	賛成	○	○	○	○	○	○	反対						
議員の賛否	横田	中村	田村	貞宗	伊勢	吉田																
賛成	○	○	○	○	○	○																
反対																						
委員長 10 番 外山	<p>・付託意見付きで賛成することとして決定する。</p>																					
委員長 10 番 外山	<p>1 日目終了 16:51</p>																					
委員長 10 番 外山	<p>2 日目開会 9:56</p>																					

委員長 10 番 外山	別海病院所管事務調査
病院事務長 三戸	議事 2 所管事務調査について (1)町立別海病院の運営について ・インフルエンザの感染状況について報告する。9 月 29 日から 10 月 26 日で 17 名だったが、10 月 27 日から 11 月 23 日で 174 名と 10 倍に増加した。主な感染者は子供が多い。発熱外来を継続して行っている。新型コロナも若干増加傾向である。
委員長 10 番 外山	質疑
委員 5 番 貞宗	・発熱外来の件で、11 月 20 日にインフルエンザで別海病院に何回も電話したが全然出てくれなかった。西春別で診てもらったが、別海が発熱外来電話を置いているのに出れないのはなぜか。1 名ではなくて 2、3 名置いて交代制にできないか。
病院事務長 三戸	・申し訳ない。発熱外来専用電話を設けているが、患者さんの状況を聞き取りするため 5 分から 10 分かかってしまい電話が繋がらない状況が出ている。電話回線を増やす計画もあったが人手の問題で思うようにいかない。
委員 5 番 貞宗	・年配の方で車がなければ外で待つわけにもいかない。ある程度電話で解決できるものはしてあげたほうがいい。
委員 4 番 伊勢	・尾岱沼エリアで同じことがあり、お母さんたちが発熱外来をやめてほしいという意見まで出ている。尾岱沼診療所は新しい先生になったが、インフルエンザ・コロナ対応ができないか。 中標津病院の方がスムーズという声もある。
病院事務長 三戸	・コロナ全盛期は本院のみで発熱を受けていた。西春別では針生先生が防護服を着て対応している。尾岱沼は残念ながらやっていない。各診療所の先生の判断に委ねている部分もある。
委員 2 番 吉田	・発熱外来の電話が繋がらないという話は 1 年以上前からある。改善策は病院内で話し合われているか。
病院事務課長 榎木	・専用ダイヤルがかかりづらい場合は代表電話にかけるよう広報に載せており、空いている看護師等につないで対応している。 電話を受けて看護師が問診するため 5 分から 10 分とられ、次の電話が使えないことにつながっている。
委員 2 番 吉田	・広報べつつかいの発熱外来の案内と実際の電話対応が違いすぎる。「家で寝てください」や「薬局で薬を買ってください」と言われる患者が多い。広報には現状をもう少し詳しく書けないか。
病院事務課長 榎木	・看護師が電話で聞き取った上で症状を確認して判断している。広報に基準はなかなか載せづらい。
委員 5 番 貞宗	・コロナの時にも同様の問題を経験した。札幌では細かな文言を入れて対応していた。ある程度の説明をこまめにすることが大事である。
委員長 10 番 外山	別海病院所管事務調査終了
委員長 10 番 外山	休憩 10 : 16
委員長 10 番 外山	再開 10 : 30
委員長 10 番 外山	福祉部所管事務調査
介護支援課長 高橋	議事 2 所管事務調査について (2)ケアハウスみどり野整備事業の進捗状況について ・ケアハウスみどり野の整備事業の進捗状況について説明する。 建設から 26 年経過し老朽化対策が課題となっていた。特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して計画的なメンテナンスを実施している。工事監理業務委託、建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事、居室床改修工事、温水ボイラー修繕、厨房機器等の納品を進めている。一部部

<p>委員長 10 番 外山 委員 2 番 吉田 介護支援課長 高橋 委員 8 番 田村 介護支援課長 高橋</p>	<p>品納品の遅れで 3 月 31 日まで工事が延びる予定である。 質疑 ・非常用電源はどれくらいもつのか。 ・以前は 3 日程度だったが、今回の改修後については確認していない。 ・延命化の見込み期間はどの程度か。温水ボイラー修繕が防衛補助から外れた理由は何か。 ・5 年ないし 10 年を想定しているが、毎年故障も発生している。ボイラーについては当初修繕方向だったが業者から翌年度持ち越しの協議をしていたところ、防衛の内容決定後に必要になったため、変更申請に間に合わず一般予算で対応した。</p>
<p>委員 4 番 伊勢 介護支援課長 高橋 委員 4 番 伊勢 介護支援課長 高橋</p>	<p>・冷房に関する記述がないが、近年やったということか。 ・冷房は来年度工事予定だが、全ての居室には付けられないため一部廊下等に設置予定である。 ・防衛関係の予算は確保できるのか。 ・今年度で防衛事業は終わりなので、来年度は町の予算で対応する。特定防衛施設周辺整備調整交付金はもらえない。</p>
<p>委員 8 番 田村 介護支援課長 高橋</p>	<p>・冷房施設を各部屋にできないのは財政的問題か、構造上の問題か。 ・集中管理の冷房設置は高額になり、外部の変電工事も必要になる。各部屋に家庭用冷房を設置する場合、入居者が自身で温度設定できるかどうかという問題がある。 ケアハウスは自立した方が過ごす場所で、全ての管理が困難になることから廊下部分に設置する。入居者の感じ方もまちまちなので生活面でフォローしていく。 厨房等熱が溜まる部分に冷房を入れ、温度設定を 1 年通して測って必要に応じて対応したい。</p>
<p>委員 8 番 田村 介護支援課長 高橋 委員 13 番 中村 介護支援課長 高橋</p>	<p>・暖房はどうか。 ・暖房は各部屋にパネルヒーターがあり、個別設定ではないので冷房とは考え方が違う。 ・30 室中現在何室が利用されているか。 ・現在 29 室 29 名が利用している。1 名が入院中で退去の方向である。 コンスタントに退去者は出てているが、1 か月程度、清掃後すぐ募集をかけるので、満室状態が続いている。</p>
<p>委員 8 番 田村 介護支援課長 高橋 委員 4 番 伊勢 介護支援課長 高橋</p>	<p>・夫婦で入っている人はいるか。 ・現在はいない。全部個室である。ただし 3 か所、夫婦が入ったら通れるような状態にできる所がある。 ・満室とのことだが、他の施設同様に入居待ちが多いのか。 ・ケアハウスは待機制をとっておらず、1 回ごとに入所判定をする。実際に待っている方はおらず、最近は逆に誰かいないかこちらから探すこともある。長く待っている方は現状いない。</p>
<p>委員 8 番 田村 介護支援課長 高橋 委員 4 番 伊勢 介護支援課長 高橋</p>	<p>・入居には選考委員会があるのか。 ・入居選考委員会を開催している。 ・要介護のどのレベルまでが入居できるのか。 ・60 歳以上であれば入居可能で、要介護の制限はない。ただし自身の身の回りのことがある程度でき、食堂に出てきて食べられる方という条件がある。実際には要支援や要介護 1 程度の方までが対象となる。要介護 2、3、4、5 の方では生活が難しい。</p>
<p>委員 4 番 伊勢 介護支援課長 高橋</p>	<p>・所得制限はあるか。 ・所得制限はないが、所得に応じて金額が設定されている。 所得が高い方は入居料が高くなる。</p>
<p>委員 8 番 田村 介護支援課長 高橋</p>	<p>・入居したまま介護サービスは受けられるか。 ・介護サービスを受けることは可能である。デイサービスや訪問介護などを利用して外出することもできる。</p>

委員長 10 番 外山	福祉部所管事務調査終了
委員長 10 番 外山	休憩 10 : 55
委員長 10 番 外山	再開 13 : 30
委員長 10 番 外山	保健生活部所管事務調査
	議事 2 所管事務調査について
	(3)児童遊園地遊具等整備事業について
生活環境課主査 中川	・児童遊園地遊具等整備事業について説明する。尾岱沼岬町児童遊園地で遊具 3 基を撤去し 2 人用ブランコ 1 基を新設、新栄町児童遊園地でフェンス補修を実施した。町内には 9 か所の児童遊園地があり、中央地区 5 か所、西部地区 2 か所、東部地区 2 か所に配置している。毎年春先に遊具点検調査を行い、町内会からの要望を受けて対応している。
委員長 10 番 外山	質疑
委員 5 番 貞宗	・西春別遊園地の砂場について、何年たったら入替えするのか。キツネが多く、ふん尿をされるため、学校にはシートを敷くようにした。遊園地も冬前にシート対策が必要ではないか。
生活環境課主査 中川	・砂場の入替えは要望や様子を見て対応している。ガラス破片が入った際は予算措置して対応した。キツネや野生生物の衛生環境については相談いただければ対応したい。
委員 5 番 貞宗	・各市町村で砂場にシートをかける対策をしている。遊園地は町内会に委託するのか、町が管理するのか。
生活環境課長 上田	・日常的な公園管理は町内会にお願いしたいが、冬場は冬囲いに合わせて砂場にブルーシートをかける対応を検討している。
委員 2 番 吉田	・児童遊園地の遊具の対象年齢は設定されているか。撤去 3 基に対し新設 1 基という理由は何か。
生活環境課主査 中川	・遊具により対象年齢は設定されており、体重制限等もある。小学生や保育園児が主な対象である。尾岱沼岬町では少子化で子供の利用が減っており、町内会や子供会と調整してブランコ設置で話がまとまった。
委員 2 番 吉田	・昔と比べて幼児向けの遊具が多くなった印象があるが、遊園地自体が幼児・小学生対象で作られているのか。
生活環境課長 上田	・児童遊園地に年齢制限はないが、昔あったグローブジャングルが危険ということで撤去していき、自然と子供向けの遊具が増えている。
委員 2 番 吉田	・地域から遊具設置要望があった場合の対応は。
生活環境課長 上田	・できるだけ応えるようにするが、他の児童遊園地とのバランスを考え、過度な遊具は説明してお断りすることもある。
委員 4 番 伊勢	・以前尾岱沼岬町遊園地でアリアが出て困るという苦情があったか。
生活環境課主査 中川	港公園の遊具はなぜこの一覧に入っていないのか。 ・当課で児童遊園地を所管するようになったのは令和 6 年からで、それ以前の対応は分からない。港公園は児童遊園地ではなく町立公園として分けている。
委員 4 番 伊勢	・キツネやタヌキが増えており、公園の砂場管理やエキノコックス対策も含めて、駆除を視野に入れて対応してほしい。
生活環境課長 上田	・農家地区で被害が出ており、檻を仕掛けている。市街地でも要望があれば檻を仕掛けて対応したい。
委員 8 番 田村	・遊具の保守点検について、相談を受けてから対応する受身的な印象がある。年間何回点検しているか、業者委託か直営か、遊具の不備による怪我の対応はどうなっているか。
生活環境課主査 中川	・毎年春先に札幌の業者に委託して保守点検を行っている。緊急性が高いものは職員も現地確認して

<p>生活環境課長 上田 委員 8 番 田村 生活環境課主査 中川 委員 8 番 田村 生活環境課主査 中川</p>	<p>早急に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具で怪我をした場合は町で入っている保険で対応している。</li> <li>・保守点検は年 1 回だけか。</li> <li>・年 1 回の点検である。</li> <li>・職員による定期的な見回りはしないのか。</li> <li>・職員による定期的な見回りは現状ではない。</li> </ul>
<p>委員長 10 番 外山 保健課主査 岩光</p>	<p>(4)任意予防接種助成事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意予防接種助成事業について説明する。 乳幼児から高校 3 年生相当の子供のインフルエンザワクチン接種料金に対する助成である。 接種日に別海町内に住所を有する生後 6 か月から満 18 歳までが対象で、令和 6 年度から高校 3 年生相当まで拡充した。 6 か月から 12 歳は 1 回 500 円で年 2 回まで、13 歳から 18 歳は 1,000 円で年 1 回まで助成している。</li> </ul>
<p>保健センター長 千葉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立別海病院、西春別駅前診療所、尾岱沼診療所、中標津内科クリニックで接種可能である。</li> <li>・任意予防接種に加えて定期接種も実施している。 定期接種は国が定めた予防接種で、感染力や重篤性から蔓延防止重視の A 類疾病と個人の発症・重症化予防重視の B 類疾病に分類される。 A 類は小児期に、B 類は高齢期に接種することが多い。地方交付税として措置されるため経常経費で対応している。</li> </ul>
<p>委員長 10 番 外山 委員 8 番 田村</p>	<p>質疑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ予防接種は 60 歳以上の場合は定期接種で、18 歳以下の場合は任意接種ということではないか。</li> </ul>
<p>保健課主査 岩光 委員 8 番 田村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18 歳以下のインフルエンザ予防接種は任意で、別海町では助成を行っていない。</li> <li>・予防接種法で B 類疾病の季節性インフルエンザは定期接種だが、なぜ年齢により任意と定期に分かれるのか。</li> </ul>
<p>保健センター長 千葉 委員 8 番 田村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期接種は国が予防接種法で勧奨するもので、18 歳以下については任意である。町では独自事業として 18 歳以下に助成している。59 歳以下の方は基本的に定期接種の対象とならない。</li> <li>・他に任意接種で助成しているものはあるか。</li> </ul>
<p>保健センター長 千葉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年度から带状疱疹予防接種助成事業を行っている。 50 歳以上が対象だが、国の定期接種は 65 歳の方等に限定されているため、定期接種以外の方も町独自で対応している。</li> </ul>
<p>保健生活部長 小川</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の定期接種・任意接種とは別に、町が助成しているものがある。 インフルエンザについては小児医療無償化の要望もあって小児の助成を開始し、高齢者についても重篤化防止のため助成している。</li> </ul>
<p>委員 8 番 田村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・带状疱疹は町が先に助成し、国も後から助成するようになった例外的なものである。</li> <li>・高齢者肺炎球菌は 5 年ごとに接種すると思うが、最初の 1 回は助成があるが、その後は接種者が負担することになるのか。</li> </ul>
<p>保健生活部長 小川</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種全般について、予算確保は保健課の仕事だが、実際の接種は町立別海病院の協力が必要である。 インフルエンザワクチンは通常診療にない業務を短期間で行うため大変な労力を伴う。</li> </ul>

委員長 10 番 外山 保健生活部長 小川	<p>人手確保が必要な割に収益性は高くない。病院の基礎体力を見極めながら慎重に協議している。</p> <p>その他報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般質問で説明不足だった点について補足説明する。</li></ul> <p>尾岱沼公共ライドシェアについて、現在尾岱沼地区の民間の人たちが一般社団法人を立ち上げ、国交省に相談してハイヤー業者と協議している。</p> <p>事前協議が整えば別海町で地域公共交通会議を開催し、その後国土交通省への申請・許可取得となるため、事業開始まで数か月かかる。</p> <p>地域公共交通計画については、町長から全庁的に取り組むよう指示があり、計画策定と実際の施策を同時並行で進めていく。</p>
委員長 10 番 外山 委員長 10 番 外山	保健生活部所管事務調査終了 閉会 14 : 29